

高山市における「いじめ問題の実態」について

1 いじめの定義について

- いじめの定義は、平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法（以下：法）」により、以下の3点で定義されている。
 - ①当該児童生徒と同じ学校に在籍している等、一定の人間関係があること
 - ②当該児童生徒に対し、物理的・心理的に影響のある行為（インターネットを含む）であること
 - ③当該児童生徒が心身に苦痛を感じているものであること

2 いじめの件数について

- いじめが発生すると、法の定義に則り、学校は「いじめ」としてとらえ「学校いじめ防止対策組織」にあげ、担任等が一人で抱え込むことのないよう、組織で解決する手立てを講じる。こうした「いじめ」対応を実施しつつ、毎月、いじめの件数を教育委員会に報告するが、そのいじめを「認知件数」と「発生件数」に分けて報告している。
- 「発生件数」とは、被害児童生徒に対して起こったいじめをすべて報告する。
- 「認知件数」とは、被害児童生徒に対して起きたいじめの中で、1回目に起きたものを数えている。つまり、複数回いじめられた場合、最初のいじめ以外は、カウントしない。（統計上、被害児童生徒数を認知件数としている。）
- 国は、「問題行動等の調査」において、認知件数のみの報告を求めているが、市では「発生件数」についても報告を求め、繰り返されるいじめについても状況を把握し、学校に対し、深刻化させない対応を求めている。

3 認知件数の推移について

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	※R元年度
小学校	39	45	38	30	34	162	482	463
中学校	23	43	43	28	42	34	111	184

※R元年度は4月～2月まで

- 法の成立後、国から「いじめの防止等のための基本的な方針」が出される。（平成25年）
- 平成29年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定が行われ、いじめの定義について「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。」と新たな認識が示された。
- 市では、いじめの問題は被害の大小ではなく、どんな事案であっても、被害者がいじめと感じることを重く受け止め、積極的に認知するよう学校へ指導してきた。その結果、平成30年度は、前年の3倍の数値となり、今年度についても4月～2月分まで、小学校463件、中学校184件となっている。
- 積極的な認知を進めた結果、認知件数は増加傾向にあるが、それぞれの内容に応じた、丁寧な対応を進める必要がある。

4 高山市におけるいじめの態様

発生したいじめは、次の①～⑨の態様に分別される。

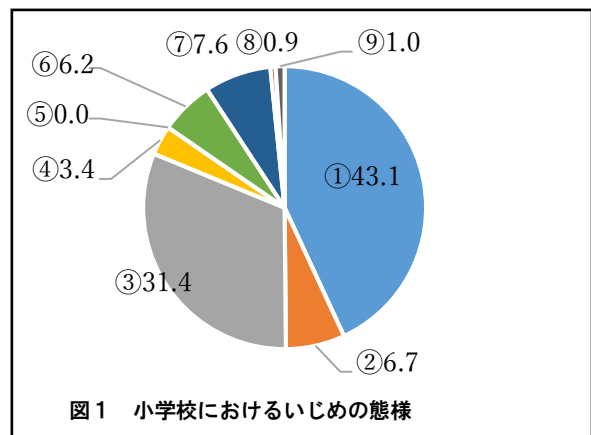
<いじめの態様>

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷やいやなことをされる。
- ⑨ その他

右図1は、小学校から報告のあったいじめの態様別割合を示したグラフである。(数字は%)

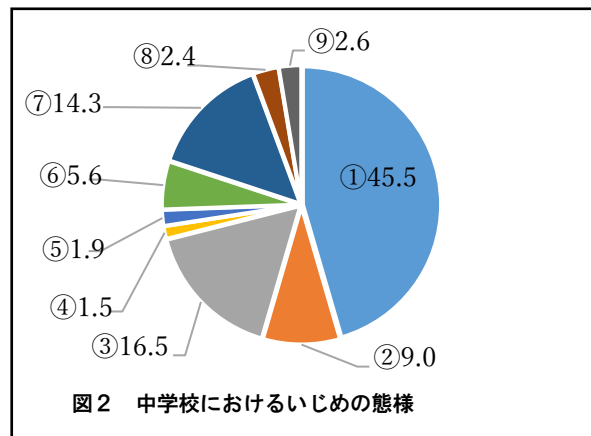
小学校のいじめの中で、最も多い割合を示すのは①の冷やかしやからかいである。次いで、③の軽くぶつかられる、たたかれるであり、次いで⑦の嫌なことや恥ずかしいことと続く。

中学校と比較してみると③や④のような、手が出てしまう事案が多く報告されている。教育委員会では、市主催の研修会の中で、アンガーマネジメントや、エンカウンターといった未然防止策についての研修を実施したが、今後も継続が必要である。



右図2は、中学校から報告のあったいじめの態様別割合を示したグラフである。(数字は%)

中学校のいじめの中で、最も多い割合を示すのは小学校同様①の冷やかしやからかいである。次いで、③の軽くぶつかられる、たたかれるであり、次いで⑦の嫌なことや恥ずかしいことと続く。しかし、割合に注目してみれば、⑦の嫌なことや恥ずかしいことは、小学校のおよそ2倍近い数字を示しており、事案内容としても、「好きな人をばらされる」や「人前でズボンを下げらる」といった心に苦痛を与えるものが増えている。軽いのでやってしまうという報告も多く、立ち止まって判断できる力を育成したい。



5 注目すべきいじめ事案

図1、2の中で、パソコンや携帯電話等使用したものは小学校で0.9%、中学校で2.4%を示している。また、今年度、県が実施した、「情報モラルに関する調査」によれば、携帯電話等の所持率が、小学校で25.7%、中学校で51.8%となっている。学年が上がるにつれ、所持している割合も増えており、年々増加傾向にあると言える。中学生の2人に1人が携帯電話をもつ状況で、「ゲーム依存」等が問題視されるなかで、ネットいじめ等の情報モラル教育が、一層重要となってくる。